

## ストックホルム条約第9回締約国会議（COP9）の結果の概要

令和元年5月14日

## 1. 会議の概要

2019年4月29日～5月10日にジュネーブ（スイス）において、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（POPs条約）の第9回締約国会議（COP9）が開催され、新たに「ジコホル」及び「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質」を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶等に向けた取組を行うこととなります。また、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩及びペルフルオロオクタンスルホンフルオリド（PFOSF）について、認められる目的及び個別の適用除外の見直し、条約の有効性の評価などについての議論が行われました。

## 2. 会議の主な結果

## (1) 条約上の規制対象物質の追加

ストックホルム条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）の第13回会合（2017年10月）及び第14回会合（2018年9月）における検討結果を受け、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A（廃絶）への追加の勧告が行われた2物質群について、適用除外の要否、PFOA関連物質の範囲等が議論された結果、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加される物質については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うこととなります。

この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する通報を国連事務局が各締約国に送付してから1年後となります。我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることとなります。

## ○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ジコホル	殺虫剤	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定 <sup>注)</sup> なし)
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定 <sup>注)</sup> あり －半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス －フィルムに施される写真用コーティング －作業保護のための撥油・撥水繊維製品 －侵襲性及び埋込型医療機器 －液体燃料から発生する蒸気の抑制

		<p>及び液体燃料による火災のために配備されたシステム（移動式及び固定式の両方を含む。）における泡消火薬剤</p> <p>－医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクタンヨーヅド（PFOI）の使用</p> <p>－以下の製品に使用するためのポリテトラフルオロエチレン（PTFE）及びポリフッ化ビニリデン（PVDF）の製造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能性の抗腐食性ガスフィルター膜、水処理膜、医療用繊維に用いる膜</li> <li>・産業用廃熱交換器</li> <li>・揮発性有機化合物及びPM 2.5微粒子の漏えい防止可能な工業用シーリング材</li> </ul> <p>－送電用高圧電線及びケーブルの製造のためのポリフルオロエチレンプロピレンの製造</p> <p>－Oリング、Vベルト及び自動車の内装に使用するプラスチック製装飾品の製造のためのフルオロエラストマーの製造</p>
--	--	---

注) 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われることになっています。

なお、上記の適用除外のうち、「医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクタンヨーヅド（PFOI）の使用」については、最長2036年までの適用除外が認められ、COP13（2027年）以降、隔年会合ごと（4年ごと）にその必要性が評価されることになりました。

（備考）上記の表中の情報省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

POPs 条約ホームページ (<http://www.pops.int/>)

（2）過去に附属書に追加された物質の認められる目的及び個別の適用除外の見直し

2009年の第4回締約国会議（COP4）で附属書B（制限）に追加されたペルフルオロオクタン酸（PFOS）とその塩及びペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（主な用途：界面活性剤、泡消火薬剤）については、いくつかの用途に対して認められる目的及び個別の適用除外が条約上で規定されています。今回の締約国会議では、これらの適用除外等が

引き続き必要か見直しを行いました。その結果、代替可能な製品の状況等を考慮し、認められる目的として、「ハキリアリの防除に用いられる防虫剤」、個別の適用除外として「リサイクルに限定された金属めっき（硬質金属めっき）」、「液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料からの火災のために配備されたシステム（移動式及び固定式の両方を含む。）における泡消火薬剤」のみに限られることになりました。

### （3）条約の有効性の評価

2017年の第8回締約国会議（COP8）を受けて事務局により改訂された条約の有効性評価の枠組が採択されました。今後は、採択された枠組及びモニタリング計画に沿って次回の有効性評価が実施される予定です。

我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じて貢献を行っていきます。

### （4）PCB廃棄物の処理の進捗状況の報告と継続した進捗状況の確認作業

前回のストックホルム条約締約国会議（COP8）でPCB廃棄物の処理の進捗状況を確認する会期間小作業部会が設置され、日本人の専門家も参加して、PCB廃棄物の処理の進捗状況に関する報告書を取りまとめました。

今次COPではこの報告書が紹介されるとともに、引き続き会期間小作業部会を設置して世界全体でのPCB廃棄物の処理の進捗状況を引き続き精査すること等が決議されました。